

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、満濃町土地改良区の土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理・かんがい排水事業）高屋原地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成19年12月18日から平成20年1月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀